

○上峰町空家等の適正管理に関する条例施行規則

平成28年12月16日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は上峰町空家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第7条に規定する情報提供については、空家等に関する情報提供書（様式第1号）によるもののほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第3条 条例第9条に規定する立入調査については、立入調査を実施しようとする日の5日前までに、立入調査実施通知書（様式第2号）を通知し、立入調査の趣旨及び内容を十分説明してから実施するものとする。この場合において、所有者等を確認できないときは、立入調査を実施しようとする日の5日前までに公告しなければならない。

2 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）とする。

3 町長は、必要と認めるときは、立入調査に職員以外の者を同行させることができる。

(助言又は指導)

第4条 町長は、条例第10条の規定により助言をしようとするときは、原則として口頭により行うものとする。また、同10条の規定により指導するときは、上峰町空家等の適正管理に関する改善指導書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第11条の規定による勧告は、空家等の適正管理に関する勧告書（様

式第5号) により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第14条の規定による命令は、空家等の適正管理に関する命令書(様式第6号) により行うものとする。

(公表)

第7条 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 上峰町公告式条例(昭和29年1月29日条例第39号) 第2条第2項の掲示場への掲示
- (2) 町の広報紙に掲載する方法
- (3) 町のホームページに掲載する方法
- (4) その他町長が必要と認める方法

2 前項の公表を行うときは、あらかじめ公表通知書(様式第7号) により空家等の所有者等に通知するものとする。

(公表に対する意見)

第8条 町長は、条例第15条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書(様式第8号) により、条例第14条の規定により命令を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、空家等の適正管理に関する公表に対する意見書(様式第9号) により意見を述べなければならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第9条 条例第18条に規定する課税情報の利用については、所有者等に関する情報提供申請書(様式第10号) を税務部局、又は関係する地方公共団体の長その他の者へ提出することによって行うものとする。

(戒告)

第10条 行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「法」という。) 第3条第1項の規定による戒告書(様式第11号) によるものとする。

(代執行令書)

第11条 法第3条第2項に規定する代執行の内容については代執行令書（様式第12号）により通知するものとする。

(証票)

第12条 法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、代執行執行責任者証（様式第13号）とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

上峰町長 様

住 所

氏 名

連絡先

空家等に関する情報提供書

下記のとおり、空家等に関する情報を提供します。

空家等の所有者	住所： 氏名：
空家等の所在地	上峰町大字
構造及び規模	・ 建築年： ・ 構 造： 造 階建て ・ 床面積： m ²
空家等の状況	

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

上峰町長 印

立入調査実施通知書

上峰町空家等の適正管理に関する条例第9条の規定に基づき、空家等の立入調査を実施するので、上峰町空家等の適正管理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 立入調査の対象となる空家等

2 立入調査の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時～

3 立入調査の趣旨及び内容

様式第3号（第3条関係）

（表）

第 号	立入調査員証
上峰町 課 係	
写 真 契 印	職名
	氏名
	生年月日 年 月 日
上記の者は、上峰町空家等の適正管理に関する条例第9条第2項の規定により立入調査する職員であることを証する。	
年 月 日交付	
	上峰町長 印

（裏）

上峰町空家等の適正管理に関する条例第9条
（立入調査）
第9条
町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に空家等に立ち入らせ、調査させることができる。
2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長 印

上峰町空家等の適正管理に関する改善指導書

あなたの所有（占有、管理）する下記の空家等について、上峰町空家等の適正管理に関する条例第4条に規定する適正な管理がなされていないので、同条例第10条の規定により管理方法の改善について下記のとおり指導します。

記

空家等の所在地	上峰町 番地
空家等の構造及び規模	・ 建築年： ・ 構造： 造 階建て ・ 床面積： m ²
空家等の状況及び該当する不適正管理状態	
指導事項	

（注）管理方法が改善されたときは、住民課環境係まで連絡ください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長 印

上峰町空家等の適正管理に関する勧告書

あなたの所有（占有、管理）する下記の空家等について、 年 月 日
付け上峰町 第 号により空家等の管理方法について改善するよう
指導しましたが、現在もまだ改善が必要な状態だと認められるので、上
峰町空家等の適正管理に関する条例第 11 条の規定により 年 月 日ま
でに管理方法を改善するように下記のとおり勧告します。

記

空家等の所在地	上峰町 番地
空家等の構造及び規模	・ 建築年： ・ 構造： 造 階建て ・ 床面積： m ²
空家等の状況及び該当する不適正管理状態	
指導事項	

（注）管理方法が改善されたときは、住民課環境係まで連絡ください。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

上峰町長 印

空家等の適正管理について（命令）

あなたが所有（占有、管理）する空家等については、 年 月 日
付け 第 号により必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、未だ履行さ
れていないことから、上峰町空家等の適正管理に関する条例第14条の規定
に基づき、下記のとおり命令します。

記

空家等の所在地	上峰町 番地
命令の内容	
命令の理由	
履行期限 年 月 日	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日
の翌日から起算して3か月以内に、上峰町長に対して審査請求をす
ることができます。
- 2 この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った
日の翌日から起算して6か月以内に、上峰町を被告として（町長が
被告の代表者となります。）提起することができます。なお6か月以
内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起
することができなくなります。

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

上峰町長 印

公表通知書

あなたが所有（占有、管理）する空家等については、 年 月 日
付け 第 号により必要な措置を講ずるよう命令しましたが、未だ履行さ
れていないことから、下記のとおり公表することとしましたので、上峰町
空家等の適正管理に関する施行規則第7条第2項の規定により通知しま
す。

記

- 1 公表の内容
- 2 公表の方法
- 3 公表の理由

様式第 8 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長 印

上峰町空家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書

上峰町空家等の適正管理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、空家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第 9 号）に意見を記載して提出してください。

記

件 名	
予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
公表に対する意見書の提出先及び提出期限	・ 提出先 ・ 提出期限 年 月 日

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

上峰町長

住所

氏名

電話

上峰町空家等の適正管理に関する公表に対する意見書

上峰町空家等の適正管理に関する条例第15条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

件名	
当該意見に係る公表の原因の事実についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	

様式第 10 号（第 9 条関係）

年 月 日

上峰町役場税務課長 様

上峰町役場住民課長

印

所有者等に関する税情報の提供申請書

このことについて、下記の情報が必要となります。

つきましては、公用により申請いたします。

使用目的：空家等の管理依頼のため、納税義務者または納税管理人を
確認するため

記

空家等の所在	
必要な情報	所有者もしくは納税義務者および納税管理人の、氏名 (名称)、住所ならびに電話番号
根拠法令	上峰町空家等対策の適正管理に関する条例（平成 28 年条例第 19 号）第 18 条
備考	

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1

上峰町役場 住民課 環境係

電話 0952-52-7412

Fax 0952-52-4935

様式第 11 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長 印

戒 告 書

年 月 日付け上峰町 第 号により、あなたが所有（占有、管理）する下記の空家等につきましては、措置を講ずるよう命じたところですが、命令に沿った措置が講じられていないので、下記のとおり履行期限までに措置を講じてください。

もし、履行期限までに措置を講じないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）に定めるところにより上峰町長において代執行します。

また、代執行に要する費用については、あなたから徴収するので、あらかじめ承知しておいてください。

以上、行政代執行法第 3 条第 1 項により戒告します。

記

所有者等の氏名及び住所	住所： 氏名：
空家等の所在地及び種別	上峰町 番地
命令の内容	
履行期限 年 月 日	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、上峰町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、上峰町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 12 号（第 11 条関係）

第 年 月 日
様 上峰町長 印

代 執 行 令 書

年 月 日付け上峰町 第 号により、あなたが所有（占有、管理）する下記の空家等につきましては、措置を講ずるよう戒告しましたが、措置が講じられていないことから、下記のとおり代執行するので通知します。

記

所有者等の氏名及び住所	住所： 氏名：
空家等の所在地及び種別	
代執行の内容	
代執行期日	
代執行責任者	
代執行費用概算額	円 上記費用は見積概算額であり、実際に要した費用の額は後日通知するので、送付された納付書により納付すること。

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上峰町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上峰町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 13 号（第 12 条関係）

第 号

代 執 行 執 行 責 任 者 証

職 名

氏 名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日発行

上峰町長 印

記

1 代執行をなすべき期日

2 代執行をなすべき事項